

4月から 18歳は “大人”です



令和4年4月から、成年年齢が引き下げられ、18歳から成年（成人）になります。成年になることで暮らしにどのような影響があるのか、できること、できないことを整理しましょう。

成年になったらできること

- ・ 契約（携帯電話の契約、部屋の賃貸借契約など）
- ・ 結婚 ※女性の結婚可能年齢は16歳から18歳に引き上げ
- ・ 国家資格の取得（公認会計士、医師免許など）
- ・ 10年有効パスポートのが取得
- ・ 性同一性障害の人の性別変更の申し立て
- ・ 外国人の帰化（日本国籍の取得）
- ・ 普通自動車運転免許の取得 ※従来通り
- ・ 選挙の投票 ※従来通り など



20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）

- ・ 飲酒
- ・ 喫煙
- ・ 公営競技の投票券（競馬の馬券など）の購入
- ・ 養子を迎える
- ・ 国民年金の加入義務
- ・ 大型・中型自動車運転免許の取得 など



※磐田市の成人式は従来通り20歳に達した年齢の方を対象とする方針です



成年になると、保護者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができる一方で、社会経験の乏しい新成人を狙った消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。近年頻発する若年齢層をターゲットにした消費者トラブルの事例を紹介します。

CASE 1

動画サイトの悪質広告

お得だと思ったのに

手口

動画投稿サイトで「ダイヤモンド」の広告を見て注文した。商品が届いたので支払いをしたが、3週間後にまた商品が届いた。

注文していないと伝えたとこ「あなたが注文したのは4回の購入が条件の定期コースで、初回だけが500円だ。4回購入するまで解約できない」と言われた。

要注意ポイント

通信販売ではクーリング・オフはできません。注文する前に確認しましょう。

申込画面や最終確認画面に返品や解約の条件が記載されているか確認しましょう。低価格が売りの広告は、特に詳細を確認しましょう。



CASE 2

ネットワークビジネス

楽してもうかる話は要注意

手口

大学の友人がネットワークビジネスへの参加を持ち掛けてきた。

「お金がない」と断ると、「借りて参加しなよ。もうけで返済すればいい」と言われた。

友人に言われたとおり、消費者金融に「職業は会社員」と偽って借金した。

全くもうからず、アルバイト代だけでは借金を返済できなくなってしまった。

要注意ポイント

借金をしてまで投資や副業などをするべきか、よく考えましょう。

断る際は、「お金がない」ではなく、「やらない」ときっぱり断りましょう。ウソをついて借金することは絶対にやめましょう。



「18歳から大人」として行動できるよう、契約に関する正しい知識やルールを身につけるようにしましょう。消費者トラブルを感じたら、迷わず消費生活センターにご相談ください。

相談
無料

磐田市消費生活センター
0538-37-2113

(平日8:30～17:00 ※最終受付16:00 本庁舎1階 市民相談センター内)